

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年5月8日(2008.5.8)

【公開番号】特開2006-263012(P2006-263012A)

【公開日】平成18年10月5日(2006.10.5)

【年通号数】公開・登録公報2006-039

【出願番号】特願2005-82825(P2005-82825)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 7 A

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月24日(2008.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

支持部材と、その支持部材に対して一端側を開閉可能に支持される開閉部材と、その開閉部材が閉鎖された状態を維持する閉鎖手段とを備えた遊技機において、

前記閉鎖手段は、所定の第1操作部材により操作される被操作部とその被操作部に対する前記第1操作部材の操作に連動する連動部材とを有する被操作ユニットと、

前記支持部材または前記開閉部材の一方に摺動可能に設けられると共に前記被操作ユニットの連動部材に連動する部材であって前記支持部材または前記開閉部材の他方に係合して前記開閉部材の開放を規制する規制位置と当該係合が解除される開放位置との間を摺動する鉤部材と、

その鉤部材を前記規制位置側に付勢する付勢手段と、

その付勢手段により前記規制位置に付勢される鉤部材の前記開放位置側への移動を規制する開放規制状態と前記鉤部材の前記開放位置への移動を許容する開放許容状態とを切り替え可能に設けられる部材であって前記被操作ユニットの被操作部と同一の面側から操作可能な規制操作部を有する第2操作部材と、

その第2操作部材が前記開放規制状態とされたときには前記第1操作部材の操作を行っても前記鉤部材が前記開放位置へ移動しないようにし、前記第2操作部材が前記開放許容状態とされたときには前記第1操作部材の操作によって前記鉤部材が前記開放位置へ移動するよう作動する開放規制手段と、

前記第2操作部材を前記開放規制状態と前記開放許容状態とに切り替え可能な第1状態と、前記第2操作部材を前記開放許容状態に維持する第2状態とに切り替わる切替手段とを備えていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記支持部材は、少なくとも一面側が開放した開口を有する枠状に形成されると共に、前記開閉部材は、閉鎖状態において前記支持部材の開口を覆う大きさに形成され、

前記第2操作部材の規制操作部は、前記開閉部材の閉鎖状態において前記開閉部材の開放方向側に位置する前面側に配置されており、

前記切替手段は、前記第1状態と前記第2状態とを切り替え可能な被操作部を有し、

その被操作部は、前記開閉部材の前面側とは異なる部位であって前記開閉部材が前記支

持部材に対して所定量以上開放された場合に前記開閉部材と前記支持部材の開口との間に配置される部位に設けられることを特徴とする請求項1記載の遊技機。

【請求項3】

前記第2操作部材を、前記開放規制状態を形成する開放規制位置と前記開放許容状態を形成する開放許容位置との間で移動可能に支持する本体部材を備え、

前記第2操作部材は、その本体部材の一部に対して前記開放規制位置より前記開放許容位置に配置された場合に離間した位置に配置される規制部を有し、

前記切替手段は、前記本体部材に移動可能に支持されると共に、前記第2操作部材が前記開放許容位置に配置された場合に前記本体部材の一部と前記第2操作部材の規制部との間に介在し、前記第2操作部材の前記開放規制位置側への移動を阻止して前記第2状態を形成する切替部材を有していることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記本体部材は、平板状に形成されると共に前記第2操作部材の被操作部を挿通可能な開口が形成された主板部を有し、

前記第2操作部材は、前記主板部の開口を通じて前記主板部の裏面側と前記主板部の前面側とが繋がる形状に形成されると共に前記被操作部が前記主板部の開口形状に沿った断面形状で当該開口を通じて前記主板部の前面側に延び出した形状に形成され、その被操作部の延出方向に沿って前記本体部材に移動可能に支持されており、

前記切替部材は、前記主板部の裏面側で前記本体部材に支持されると共に前記主板部に沿って回動可能またはスライド移動可能に支持されていることを特徴とする請求項3記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、第2操作部材が開放許容状態に維持される第2状態に切替手段が設定されると、第2操作部材が開放許容状態に維持されるので、作業者は、第2操作部材に対しての操作を行うことなく開放部材を開放することができる。即ち、作業者や遊技場の管理者などが切替手段を第1状態から第2状態に切り替えることにより開閉部材の開放に対する第2操作部材の操作は不要とすることができます、逆に、切替手段を第1状態に切り替えることにより開閉部材の開放に対する第2操作部材の操作を必要条件とすることができます。

請求項2記載の遊技機は、請求項1記載の遊技機において、前記支持部材は、少なくとも一面側が開放した開口を有する枠状に形成されると共に、前記開閉部材は、閉鎖状態において前記支持部材の開口を覆う大きさに形成され、前記第2操作部材の規制操作部は、前記開閉部材の閉鎖状態において前記開閉部材の開放方向側に位置する前面側に配置されており、前記切替手段は、前記第1状態と前記第2状態とを切り替え可能な被操作部を有し、その被操作部は、前記開閉部材の前面側とは異なる部位であって前記開閉部材が前記支持部材に対して所定量以上開放された場合に前記開閉部材と前記支持部材の開口との間に配置される部位に設けられる。

なお、請求項2記載の遊技機における支持部材の開口は、後述する実施形態における外枠11のように枠状に形成された支持部材に設けられた貫通穴であって両面側に開口したものであっても良く、枠状に形成された部位の片側が塞がれて一面側が開放した箱状に支持部材が形成される等一方側にのみ開口したものであっても良い。

また、請求項2記載の遊技機における「その被操作部は、前記開閉部材が前記支持部材に対して所定量以上開放された場合に前記開閉部材と前記支持部材の開口との間に配置される部位に設けられる」とは、遊技機2の開閉部材における前面側とは反対の面側に設けられても良いし、閉鎖状態において開閉部材の外周面が支持部材によって覆われる場合に

その覆われた部分に設けられても良く、開閉部材の前面側からは操作できず開閉部材の開放を条件として支持部材の開口を通じて操作が可能となる部位に設けられることを意味している。

請求項3記載の遊技機は、請求項1または2に記載の遊技機において、前記第2操作部材を、前記開放規制状態を形成する開放規制位置と前記開放許容状態を形成する開放許容位置との間で移動可能に支持する本体部材を備え、前記第2操作部材は、その本体部材の一部に対して前記開放規制位置より前記開放許容位置に配置された場合に離間した位置に配置される規制部を有し、前記切替手段は、前記本体部材に移動可能に支持されると共に、前記第2操作部材が前記開放許容位置に配置された場合に前記本体部材の一部と前記第2操作部材の規制部との間に介在し、前記第2操作部材の前記開放規制位置側への移動を阻止して前記第2状態を形成する切替部材を有している。

請求項4記載の遊技機は、請求項3記載の遊技機において、前記本体部材は、平板状に形成されると共に前記第2操作部材の被操作部を挿通可能な開口が形成された主板部を有し、前記第2操作部材は、前記主板部の開口を通じて前記主板部の裏面側と前記主板部の前面側とが繋がる形状に形成されると共に前記被操作部が前記主板部の開口形状に沿った断面形状で当該開口を通じて前記主板部の前面側に延び出した形状に形成され、その被操作部の延出方向に沿って前記本体部材に移動可能に支持されており、前記切替部材は、前記主板部の裏面側で前記本体部材に支持されると共に前記主板部に沿って回動可能またはスライド移動可能に支持されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、切替手段を第1状態と第2状態とに切り替えることにより開閉部材の開放に対する第2操作部材の操作の要否を変更することができる。遊技場の管理者等は第2操作部材の操作の要否を設定することができる。よって、遊技機を購入した後にも第2操作部材の操作の要否を切り替えられる自由度の高い遊技機を提供することができるという効果がある。また、第2操作部材の操作を必要と考える遊技場と不要と考える遊技場との双方に適応した遊技機となるので部品の共通化を図ってコストを低減することができるという効果がある。

請求項2記載の遊技機によれば、請求項1記載の遊技機の奏する効果に加え、第1状態と第2状態とを切り替え可能な切替手段の被操作部は、開閉部材の閉鎖状態においては開閉部材の前面側に配置されず、開閉部材が支持部材に対して所定量以上開放されることにより開閉部材と支持部材の開口との間に配置される。このため、切替手段の被操作部を操作して第1状態と第2状態との設定変更を行うには開閉部材の開放操作を必要とすることができる。遊技場の管理者等が予め設定した状態を変更するための手間がかかる。よって、作業者が誤って切替手段の被操作部を操作したり、作業中に偶然被操作部に当たったりして遊技場の管理者等の意向に添わない状態に切替手段が設定変更されてしまうことを防止することができるという効果がある。

請求項3記載の遊技機によれば、請求項1または2に記載の遊技機の奏する効果に加え、切替部材によって第2状態が形成されるときには本体部材の一部と第2操作部材の規制部との間に切替部材が介在することによって第2操作部材が開放規制位置側へ移動することが阻止される。よって、第2操作部材が開放規制位置側へ移動しようとする力の入力が切替部材を通じて本体部材で支持されるため、切替部材だけで第2操作部材に対しての力の入力を支える場合に比べて破損し難くすることができ、材料費等の部品製造コストを低減したり部品の配置を容易にすることができます。この効果がある。

請求項4記載の遊技機によれば、請求項3記載の遊技機の奏する効果に加え、本体部材に対して第2操作部材の被操作部が主板部の開口に沿った断面形状で当該開口を通じて主

板部の前面側に延び出した形状に形成され、その被操作部の延出方向に沿って移動可能とされているので、第2操作部材の被操作部が開口に対して出入するように第2操作部材が動作する。このため、第2操作部材を操作しても第2操作部材と主板部の開口との隙間を小さく抑えることができ、その開口を通じて開閉部材の裏面側に設けられる部材を狙った不正行為を実行し難くすることができるという効果がある。

また、切替部材と第2操作部材とが共に本体部材に支持されているので、本体部材で切替部材と第2操作部材とを一体化することができ、切替部材と第2操作部材とを別々に組み付けを行う場合に比較して両部材間の位置精度を高めつつ各部材の取付作業を簡易にすることができ、部品の製造コストを低減することができるという効果がある。

更に、第2操作部材が主板部の前面側に延び出した被操作部の延出方向に沿って移動するので主板部に交差する方向に沿って第2操作部材が移動する一方、切替部材は主板部に沿って移動可能に支持されるので第2操作部材の移動方向に交差する方向に切替部材が移動する。このため、第2操作部材の移動を切替部材で規制して第1状態と第2状態とを切り替える場合における切替部材の移動量を少なく抑えることができ、第2操作部材や切替部材の配置をし易くすることができるという効果がある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 3 3 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 3 3 5】

1 0	パチンコ機（遊技機）
1 1	外枠（支持部材）
1 2	内枠（開閉部材）
4 0 1	受け金具（閉鎖手段の一部）
4 1 0	施錠ユニット（閉鎖手段の一部）
4 1 1	内枠用鉤部材（鉤部材）
4 1 4	鉤基体（本体部材）
4 1 4 a	主板（主板部）
4 1 5	作動部材（切替部材）
4 2 1	コイルバネ（付勢手段）
4 6 0	ストッパ部材（第2操作部材、開放規制手段の一部）
4 6 0 a	中板（規制部）
4 6 0 b	前面板（規制操作部）
4 6 1	コイルバネ（開放規制手段の一部）
4 7 0	ロック体（切替手段）
4 7 0 a	ロック部（被操作部）
4 5 0	シリンダ錠（被操作ユニット）
K	専用鍵（第1操作部材）